

令和4年度

山形市社会教育の方針

山形市教育委員会 社会教育青少年課

目 次

I	基本方針	1
---	------	---

II 具体的な施策と主な事業

1	生涯学習支援体制の充実	2
---	-------------	---

- (1) 生涯学習に関する環境の整備
- (2) 生涯学習に関する情報の提供
- (3) 市民の生涯学習活動への支援
- (4) 社会教育関係団体の育成及び支援

2	社会教育事業の推進	5
---	-----------	---

- (1) 社会的要請学習の推進
- (2) 地域づくり学習の推進
- (3) 公民館職員研修実施体制の充実
- (4) 地域・学校との連携・協働
- (5) 「^{はたち}二十歳の祝賀式」の開催

I 基本方針

近年、少子高齢化の進行、核家族化等による地域社会の変化に加え、社会においてはグローバル化や情報通信技術のめざましい進歩などが見られます。また、今般問題になっている感染症に対応した施策への転換により、いかなる状況においても学びを止めない体制づくりを図ることが重要視されています。

本市では、平成28年11月に「山形市教育大綱」が策定され、本市における教育の振興に関する基本的な方針が示されました。それを受けて平成30年2月に「山形市教育振興基本計画」を策定し、本市の生涯学習・社会教育の基本方向性として「生涯学び、人や地域とかかわり、よりよい社会を築く人づくり」を掲げ、基本理念と6つの基本方針に基づき、教育を推進してきました。さらに、令和4年4月に、これまでの取組や先に挙げた地域社会の変化等を踏まえて、計画の見直しを行いました。

本市の理念及び方針の実現に向け、今後も市民の生涯学習の場である公民館の環境整備や利便性向上を図るとともに、生涯学習情報の提供や相談支援体制をより一層充実させ、市民の自発的な学びを支援していきます。そして、人や地域とのかかわりの中で、学び合い教え合う喜びを味わい、市民一人一人が学びを通して生き生きと自己実現を図るとともに、学習成果を社会の中で適切に活かすことができる生涯学習社会の形成をめざします。

山形市教育大綱

基本理念

郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり

～山形らしさの継承 発展 そして発信～

基本方針

- 3 地域の特色・歴史・文化を深く理解しつつ、世界における山形市を意識して行動できる広い視野を持った人財を育成します。
- 4 子どもの人格形成の基盤である家庭と、幼稚園・保育所等・学校・そして地域がそれぞれの役割を果たし連携・協働することによって、教育力の向上と地域社会の活性化をめざします。
- 6 郷土に誇りをもち、地域とかかわり合いながら生涯にわたって学び続け、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、健やかな心と体を保ち続けようとする人財を育成します。

※生涯学習・社会教育に関連する方針を抜粋

山形市教育振興基本計画

生涯学習・社会教育の基本方向性

生涯学び、人と地域とかかわり、

よりよい社会を築く人づくり

Ⅱ 具体的な施策と主な事業

1 生涯学習支援体制の充実

社会の成熟に伴い個人の価値観やライフスタイルは多様化しており、今後も継続して市民の主体的な学びを支えていくためには、年代などで異なるニーズにも対応する、より幅広い学習支援が求められています。このような状況の中で、市民一人一人が自己実現を図るために、生涯にわたって学び、学習成果を活かすことができる環境づくりに努めます。

(1) 生涯学習に関する環境の整備

ア 公民館施設の提供

市民の生涯学習活動の推進のために、生涯学習に参加する市民に対して公民館施設の提供を行います。提供にあたっては、公民館の空き情報を公開するなど、利用者の利便性を高めます。

イ 公民館施設の使用許可基準緩和の継続

民間企業等の社内研修や内部会議での利用のほか、地域の活性化に寄与する使用について、「社会教育法」の趣旨に沿った運用の中で使用許可基準緩和を継続実施します。

ウ 市民が個人でも利用できる場の提供

公民館施設を広く市民の利用に供するため、公民館施設の学習室やロビー等、市民が交流や学習活動を目的として個人でも利用できるスペースの提供を行います。

エ 公民館施設の管理及び維持・補修

市民の生涯学習の拠点となる公民館の施設について、市民の利便性を図るために、随時必要に応じて維持・補修を実施するなど、適切に管理します。

オ 公民館におけるICT環境の提供

公民館に整備されたWi-Fiを活用し、公民館事業やサークル活動の活性化、災害時の避難者の情報収集、学校の臨時休校時の学習環境の提供等、市民の情報収集の利便性向上に寄与します。

(2) 生涯学習に関する情報の提供

ア 公民館だよりの発行

公民館で開催する生涯学習講座や社会教育事業、地域の情報、サークル情報等を掲載した公民館だよりを月1回発行し、周知を図ります。

イ 市公式ホームページ等への掲載

公民館だよりや公民館施設の概要、事業計画、生涯学習講座の案内等を広報やまがたや市公式ホームページ等に掲載し、幅広く情報提供することで、市民の参加を促します。

ウ 報道機関や関係機関との連携

生涯学習情報について幅広く市民に発信し、自発的な生涯学習への取り組みを推進するために、報道機関や関係機関との連携を図ります。

(3) 市民の生涯学習活動への支援

ア 生涯学習相談への対応

市民が生涯学習活動に円滑に取り組むことができるよう、サークル及び講師情報や講座開催の手法等についての生涯学習相談に対応します。

イ 共催・後援

教育、学術、文化等の普及向上に寄与する事業に取り組む、公益性のある団体の活動に対して必要に応じて共催や後援等の支援を行います。

ウ 成果発表の機会提供

公民館等で活動しているサークルが日頃の学習成果を発表できる場や活かすことができる機会として、文化祭等を開催します。

エ 公民館とコミュニティセンターとの連携

公民館及びコミュニティセンター相互における市民の生涯学習機会を充実させるため、情報の共有や合同の研修会の実施等、それぞれのニーズに応じた連携を図り、公民館職員・コミセン事務局職員の情報交換、知識や技能の習得の機会を創出していきます。

オ アフターコロナにおける活動への支援

コロナ禍において、これまで活動が制限されていたサークル等に対して、今後活動の活発化を図るために、Wi-Fi の活用促進、活動のリモート化といった新しい生活様式での活動を促すとともに、新たな活動の機会を提供するなど支援を行います。

(4) 社会教育関係団体の育成及び支援

市民の自主的な学習活動を促進するために、生涯学習サークル等の社会教育関係団体を育成するとともに、PTAや青少年ボランティア等の社会教育関係団体への支援を行います。

2 社会教育事業の推進

社会教育は、社会を形成する自立した個人の育成に資するとともに、人との絆を深め地域課題の解決に寄与するなど、地域社会の活性化を図っていく上で重要な役割を果たしてきました。今後は、現代的・社会的な課題に関する学習やそれぞれのライフステージに対応した学習など、多様な学習活動を通じて、市民の自立に向けた意識を高め、市民一人一人が当事者意識を持って能動的に行動するために必要な知識・技能を習得できるようにすることが求められています。

社会教育事業の展開にあたっては、対応が急務とされる課題の解決、また新たなニーズに積極的に対応した「社会的要請学習の推進」と、地域の課題解決や世代間交流を図り、地域住民の連帯感を高める機会を提供する「地域づくり学習の推進」を大きな2つの柱として実施するほか、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える「『地域学校協働活動事業』の推進」など、下記の事業を展開します。

各事業の実施にあたっては、市の関係課と連携を図りながら、デジタル化社会への対応、健康の保持・増進、子育て支援、環境保全等の市が推進する施策についても学習テーマとして取り組み、市民が理解を深める学習機会を提供します。また感染症など、社会情勢による学習活動へのニーズの変化を的確に捉え、社会教育に求められる役割の明確化を図りながら、事業を展開します。

また、事業実施後は、参加者のアンケートをもとに事業のねらいに対する到達状況、事業内容の達成度、次年度への継続の可能性について評価し、さらに公民館運営協力組織等の地域住民の意見を参考にしながら事業の見直しや改善を図り、次年度の計画及び内容に反映させ、よりよい社会教育事業の展開をめざします。

(1) 社会的要請学習の推進

社会の変化にあわせて、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスのとれた学習機会を、全市民を対象に提供します。事業を展開するにあたっては、広報やまがたや市公式ホームページ、公民館だより、チラシ等を介した周知を図ります。

ア 学習テーマの設定

事業の実施にあたっては、本市及び社会の現状やこれまでの事業実績を考慮したうえで、「ICT」「ライフデザイン」「環境・エネルギー」「健康づくり」「防災・防犯」「若者支援」「子ども支援」の7項目の学習テーマを設定し、リピーターを増やすことだけでなく、新しい対象者にも広げながら、学びの提供を進めます。

また、アフターコロナを見据えた新しい生活様式における学習機会創出のため、Wi-Fi を活用したICT事業のさらなる推進や、スマートシティを目標とする高齢者のデジタル化向上のための事業の取組を充実させていきます。

イ 事業提供の体制

7項目の学習テーマについて、公民館と社会教育青少年課が連携し、市民のニーズを把握しながら企画立案し、多角的な事業展開を図ります。その中で、公民館職員の事業づくりに関するスキルアップをめざし、事業全体の活性化につなげます。また、実施事業及びその対象地域に偏りが生じないように、テーマごとに担当する公民館を設定します。企画・運営にあたり、関係機関（行政機関・他公民館・NPO・ボランティア等）との連携や協力関係を構築し、質の高い効果的な学習機会を提供します。

<学習テーマ及び担当>

① ICT	役立つICT活用術	全公民館
仕事や日常生活の中で活用し、生活の活性化を図るために、パソコン操作及びスマートフォン等のICT機器の基礎的な操作や活用方法を学びます。さらに、情報モラルやセキュリティー対策の啓発を行うとともに、今年度より全公民館に事業を拡大し、Wi-Fi や市公式アプリ等の活用の仕方などを学びます。		

② ライフデザイン	自分らしく 今を楽しむ 生活術	中央公民館	西部公民館
<p>市民一人一人が生涯にわたって充実した人生を送るために必要なライフデザインのスキルや自分らしく、日常生活を充実させる生活術等を、各世代に応じた多様なテーマのもとに学びます。</p>			
③ 環境・エネルギー	行って 見て 聴いて実践エコライフ	東部公民館	元木公民館
<p>「山形市環境基本計画」等をもとに、地球環境保全や循環型社会の実現について身近な所から実践する取り組みを学ぶとともに、地域の豊かな自然と直接触れ合う体験を通して快適な生活環境のあり方を考えるなどして、市民の環境と生活への関心を高め、環境学習を推進していきます。</p>			
④ 健康づくり	わたしと家族の健康生活	南部公民館	江南公民館
<p>心身の健康増進や病気・けがの予防のほか、高齢者の健康づくり、感染症予防やメンタルヘルス等の現代的な健康課題の解決について学びます。また、実施にあたっては市が推進する「スクスク(SUKSK)生活推進事業」等と連携して展開してまいります。</p>			
⑤ 防災・防犯	防災・防犯テクニック術	北部公民館	霞城公民館
<p>災害発生の原因や社会と地域の災害対策の実態を知り、災害への備えや実践的な対処の仕方を学ぶとともに、最新の犯罪事例を知り、身の守り方を学ぶことにより、市民の防災・防犯意識の向上を図ります。</p>			
⑥ 若者支援	リア塾	社会教育 青少年課	全公民館 実行委員
<p>若者が、スキルアップやスポーツ等の様々な講座を連続して体験することで、学び・体験・交流により「仲間」「楽しみ」「自信」の3つの要素を充実させ、「自分力」を高めるとともに、社会貢献活動への参加を通して地域課題に目を向けることで将来的に「地域づくりに参画する人材の育成」をめざします。</p>			

⑦ 子ども支援	体験子ども教室 ※学校との連携・協働事業	社会教育 青少年課	全公民館
<p>ア 豊かな体験学習</p> <p>「伝統文化」「表現」「体力・健康」「ものづくり」「探究」の5つの学習のねらいを設定し、「山形市子ども将棋教室」の実施等、週末や長期休業中にさまざまな豊かな体験学習の機会を提供することで、子どもの自立性を培い社会性を育みます。</p> <p>イ 青少年ボランティアとの交流学習</p> <p>「子ども学習会」の実施等、週末や長期休業中に高校や大学のボランティアサークルと連携して交流学習の機会を提供することで、世代間の交流を図ります。また、事業の実施にあたっては、既存の青少年ボランティアサークルへの支援を継続して行うとともに、山形市の青少年にボランティアの活動機会を拡大していきます。</p>			

(2) 地域づくり学習の推進

それぞれの地域の課題や実情を踏まえ、地域との協力のもと、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応した学習機会や、世代間で交流しながら地域住民の連帯感を高める機会を提供するために、「地域住民相互のふれあい交流」、「地域と共に考えるまちづくり」をテーマに各公民館独自の企画・運営による地域づくり学習を展開します。

① 「地域住民相互のふれあい交流」（公民館企画型）

より身近なテーマで親しみやすい事業を企画し、公民館により多くの地域住民が集い、幅広い世代間でバランスよく交流する機会を増やしながらか地域の連帯感を高めるとともに、今後の地域づくりを担う人材を育成します。

	対 象	事 業 名			
(バランス重視) 世代別事業展開	乳幼児 と保護者	ア 子育て支援事業 (必須)		エ まるとやまがた 推進事業(必須)	オ 世代間交流事業
	少 年	イ ※	子ども育成事業 (必須) 学校との連携・協働事業		
	青 年	ウ	若者支援事業 (必須)		
	成 人	そのほかの事業 (例) ・ICT活用 ・食育 ・消費者教育 ・家庭教育 ・健康教育 ・防災教育 ・環境教育 ・産業 ・国際理解			
	高 齢 者	・郷土理解 ・フィットネス ・運動 ・美容 ・語学 ・音楽 ・生き方 等			

ア 子育て支援事業 (必須)

子育ての現状は、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうことがあると言われていす。こうしたことから、保育園や地区社会福祉協議会等と連携して、親子遊びや子育ての悩みを相談する機会を提供することで、親子のふれあいや参加者同士の交流の支援を行います。

イ 子ども育成事業 (必須)

子どもたちの現状は、異年齢の子どもと集団で遊ぶ機会の減少やゲーム等の疑似体験の増加、少子化による子ども会組織の縮小などにより、子どもの体験的な学びが不足していると言われていす。このような中で、さまざまな体験や交流する機会を週末及び長期休業中に設定し、子どもたちの心を豊かに育むとともに、人とつながる喜びを実感し、主体的に人とかかわろうとする思いを育てます。

ウ 若者支援事業 (必須)

近年若い世代が公民館にほとんど足を運ばないという現状から、各公民館において、若者のニーズや課題などを考慮した学びの場を提供するとともに、将来的には地域づくりに参画する人材を育成します。

エ まるごとやまがた推進事業（必須）

郷土についてのさらなる理解と愛着の深化を図るため作成した山形を学ぶテキスト「ベニちゃんの まるごと やまがた」を活用し、「地理」「歴史」「産業」「文化」「自然・環境」等のテーマについて、山形市の良さを再発見できる講座を展開します。

オ 世代間交流事業

様々な世代とのふれあいを通じた人づくり・地域づくりと、教え合いなど学習の成果を活かす機会の提供を目的として、公民館におけるこれまでの事業や活動しているサークル等をコーディネートしながら、世代間の交流を図ることができる事業を提供します。

② 「地域と共に考えるまちづくり」（地域共同企画型）

担当する地域との日常的なかかわりの中で把握した地域課題から、地域と共に対応すべき課題を抽出します。それらの地域課題を共通認識する中で、地域団体と共同した学習プログラムを構築し講座を実施します。事業の実施後には、成果と課題を確認し、次年度以降の継続性や方向性について地域団体とともに検討を行います。

(3) 公民館職員研修実施体制の充実

ア 公民館主事研修会の実施

地域との関係構築や、市民の学習ニーズの把握及びその解決に向けた事業の展開の手法等、公民館主事に求められる様々な知識・技能を身に付けるため、研修会を実施します。

イ 国等の研修への参加

国や県等の機関が主催する研修会に積極的に参加し、成果を職員間で共有します。

(4) 地域・学校との連携・協働

ア 「地域学校協働活動事業」の推進

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進します。そのために、令和4年度に全小中学校に導入されるコミュニティ・スクール*¹（学校運営協議会制度*²）の推進とともに、地域と学校との連絡調整等を行うコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」の全小中学校への配置をめざし、それぞれの学校の特色や地域の良さを生かした地域学校協働活動の内容を検討し、実施していきます。

* 1…「学校運営協議会」を設置した学校のことで、学校・保護者・地域の方がお互いに信頼し合い、みんなで力を合わせ、子どもたちを育てる学校のこと。

* 2…法律に基づき、教育委員会より任命された委員が「子どもや学校、地域が抱える課題の解決」や「学校運営の基本方針の実現」に向けて協議や熟議を行う合議制の機関。

イ 「放課後子ども教室推進事業」の実施

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後や土曜日に、全市の小学生を対象に、小学校の施設や公民館等を活用し、安全・安心な活動場所を提供するとともに、学習活動や集団での遊びのほか、価値ある体験活動や豊かなかかわりあいを通して、子どもの自主性を培い社会性を育みます。

ウ 公民館における「学校との連携・協働事業」の実施

担当する地域の学校のニーズを把握し、※で記載した2（1）⑦子ども支援事業「体験子ども教室」、2（2）①イ「子ども育成事業」を中心に、各公民館と学校とが連携・協働した事業を実施します。

(5) 「^{はたち}二十歳の祝賀式」の開催

今年度新たに二十歳になる方を対象に、大人になったことを自覚するための行事として「二十歳の祝賀式」を開催します。新たに二十歳になる方から有志を募り実行委員会を組織し、式典の内容の検討や運営を担うことにより、二十歳の方が主体的に参加できる祝賀式を開催します。

※ 令和4年4月1日の改正民法施行に伴い、成人年齢が18歳まで引き下げられることから、これまでの「成人の祝賀式」を「二十歳の祝賀式」に名称変更します。